

農地の固定資産税の課税強化および軽減について

平成28年地方税法の改正により、遊休農地の固定資産税の課税が強化され、また、農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税が軽減されました。くわしくは次のとおりです。

なお、対象となる農地は、農業振興地域内の農地です。

課税強化の対象となる遊休農地

遊休農地の利用意向調査に対し、未回答のかたや自分で耕作する、自分で借り手を探すなどと回答されたかたで、そのとおりにされていないかたについて、その農地の立地、形状などが借受け基準に適合している場合、農業委員会から農地中間管理機構と農地の貸し借りについて協議すべきことを勧告します。勧告を受けた年の翌年から遊休農地の固定資産税の評価額が通常農地の評価額の約1.8倍となります。

その後、耕作を再開されたり、農地中間管理機構と貸し借りについて協議をされ、勧告を受けた年の12月末までに勧告の撤回に至った場合は、課税強化の対象外となります。

未回答のかたや、すでに回答されたかたで回答内容を変えたいというご希望をお持ちのかたは、農業委員会までご連絡ください。

農地の課税軽減について

平成28年4月1日以降に、全農地（自作地として10アール未満までの農地を残しておくことが可能です）を新たに農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けたかたが対象で、次の期間中は固定資産税の課税額が2分の1に軽減されます。

1. 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には3年間
2. 15年以上の期間で貸し付けた場合には5年間

(例)

34アールの田と5アールの畑を所有しているかたが平成30年1月から12月までの間に農地中間管理機構に10年間、田を30アール貸し付けた場合、平成31年度から3年間、貸し付けた田の固定資産税額が2分の1に軽減されます。（自作地として残した田4アールと畑5アールの固定資産税額は軽減されません。）

問 農業委員会事務局 ☎0240-27-4163

「町長への手紙」平成29年度下半期実績報告

平成28年度から町長への手紙事業を開始しています。この事業は平成27年度まで開催していた町長との懇談会に代わる事業で、役場までご足労いただくことなく町民の声をじかに町長に届けるための事業です。

広報ひろのに隔月で町長への手紙の様式を織り込んでおり、平成30年4月1日時点で述べ7通のお手紙を頂戴しています。うち、回答を必要とする6件のうち、6件について既に回答書をお送りしています。

内容としては、投棄状態の看板のご指摘、出産祝金に関するご要望、町所有のバス利用に関するご要望などを承りました。なお、お手紙の内容によって

は、各担当課で確認し、可能なものを調整、実施しておりますが、やむを得ずお時間をいただく場合がございます。

ご理解のほど、よろしく申し上げます。

参 考

町長への手紙受付件数 : 7件
 回答不要等 : 1件
 要回答 : 6件
 回答済み : 6件
 現場確認、調整中 : 0件

※回答不要などとは、役場に直接関係せず回答を希望していない場合と差出人が不明の場合をいう。

交通事故相談のお知らせ

県では、交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などについて相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。

1 相談場所

福島県庁 県政相談コーナー（本庁舎2階）
 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
 ☎024-521-4281

相談時間 月曜日～金曜日
 （祝祭日、年末年始を除く）
 午前9時～正午／
 午後1時～午後4時

2 巡回相談（事前に予約が必要です。）

- ・交通事故相談員が出向いて相談を受け付けます。
- ・相談を希望される方は、下記の日程および会場を御確認の上、必ず事前に予約をとり、指定された時間においでください。
- ・予約は、原則として相談日の前日正午までです。（予約がない場合には、巡回相談は実施いたしませんので、御注意願います。）

※予約受付先 福島県庁県政相談コーナー
 ☎024-521-4281

平成30年度交通事故巡回相談日程

月	会 場	福 島 県 郡 山 合同庁舎	福 島 県 白 河 合同庁舎	福 島 県 会津若松 合同庁舎	福 島 県 いわき 合同庁舎
4 月		24日(火)	17日(火)	10日(火)	5日(木)
5 月		22日(火)	-	15日(火)	10日(木)
6 月		26日(火)	19日(火)	12日(火)	14日(木)
7 月		24日(火)	-	10日(火)	3日(火)
8 月		28日(火)	21日(火)	14日(火)	7日(火)
9 月		27日(木)	-	11日(火)	4日(火)
10 月		23日(火)	16日(火)	11日(木)	2日(火)
11 月		27日(火)	-	13日(火)	6日(火)
12 月		18日(火)	11日(火)	4日(火)	6日(木)
1 月		22日(火)	-	17日(木)	10日(木)
2 月		26日(火)	19日(火)	14日(木)	5日(火)
3 月		26日(火)	-	12日(火)	5日(火)

※ 日程が変更になる場合がありますので、事前にお確かめ願います。

問 福島県民広聴室 ☎024-521-7013